

計画の基本的な考え方の検討にあたって

1 これまでの経緯

平成 16 年度に、仙台市男女共同参画推進条例に基づく計画として、計画期間が平成 20 年までの「男女共同参画せんたいプラン 2004」を策定した。その後、基本理念や重点課題を受け継ぎ、新たな課題や施策を加えた計画「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」を策定した。同計画は計画期間が平成 22 年度で終了となることから、新計画を策定する必要がある。

これまでの計画策定状況等

- 1991 年（平成 3 年）「仙台市女性行動計画」策定
- 1998 年（平成 10 年）「男女共同参画せんたいプラン
－男女平等のまち・仙台をめざして－」策定
- 2003 年（平成 15 年）「仙台市男女共同参画推進条例」公布・施行
- 2004 年（平成 16 年）「男女共同参画せんたいプラン 2004」策定
- 2009 年（平成 21 年）「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」策定

2 計画の目的と位置づけ

- 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。
- 新・仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とする。
- 男女共同参画の一層の推進を図るため、今後取り組むべき主な課題と施策について明らかにすることを目的とした。
- 現行の計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画として位置づけられているが、新計画においては、関連性について審議の中で検討したい。

3 計画の基本理念

「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」と同様に仙台市男女共同参画推進条例における基本理念を、本計画の基本理念とした。

- (1) 男女の人権尊重
- (2) 制度又は慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

4 計画期間

5 計画の重点課題